

国立大学法人東京学芸大学預り金事務取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行							
〔省略〕					〔省略〕							
(預り金集計表の作成)					(預り金集計表の作成)							
第7条 主任預り金出納役は、前条第3項の報告に基づき、当該事業年度終了後、預り金集計表（別紙様式第5号）を作成し、出納命令役に報告しなければならない。					第7条 主任預り金出納役は、前条第3項の報告に基づき、当該事業年度終了後、預り金集計表（別紙様式第5号）を作成し、出納命令役に報告しなければならない。							
〔省略〕					〔省略〕							
別紙様式第5号					別紙様式第5号							
年 月 日					年 月 日							
年度 預 り 金 集 計 表					年度 預 り 金 集 計 表							
〔省略〕					〔省略〕							
預り金出納役別		前年度末残高	本年度入金額	本年度出金額	本年度末残高	預り金出納役別		前年度末残高	本年度入金額	本年度出金額	本年度末残高	
分任預り金出納役	人事課	預金	円	円	円	人事課	預金	円	円	円	円	
		現金					現金					
	学務課	預金				学務課	預金					
		現金					現金					
	大学院課	預金				大学院課	預金					
		現金					現金					
学生課	預金				学生課	預金						
	現金					現金						
〔省略〕					〔省略〕							
〔省略〕					〔省略〕							
附 則					附 則							
この要項は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。					この要項は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。							